

高島市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、
財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に
関する報告を公表する。

平成29年12月21日

高島市監査委員 井口 與嗣隆
高島市監査委員 澤本 長俊

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名 称 高島市森林組合
代 表 者 代表理事組合長 宮川 裕治
所 在 地 高島市朽木野尻364番地2
所管部署 農林水産部 森林水産課

第2 監査期間

平成29年9月21日（木）から平成29年12月20日（水）まで

第3 監査の範囲

監査対象団体が、平成28年度および監査時点において執行した補助金および交付金（以下「補助金等」という。）に係る出納その他事務

第4 監査の主な着眼点

（所管部署関係）

- ・補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- ・補助金等の交付目的および補助金等対象事業の内容は、明確になっているか。また、公益上の必要性は十分にあるか。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は、適正になされているか。
- ・補助金等の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金等の交付団体への指導監査は、適切に行われているか。
- ・補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

（団体関係）

- ・事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は、符合しているか。
- ・補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求や受領は、適切に行われているか。
- ・事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が、補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備や記帳、領収書等の証拠書類の整備や保存は、適切に行われているか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は、適正に行われているか。また、会計処理上の責任体制は、確立されているか。

第5 監査の方法

補助金等に係る出納その他事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、監査対象団体および所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から

説明を聴取して実施した。

第6 団体の概要

(1) 目的

この組合は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上ならびに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的とする。(団体定款第1条)

(2) 組合員数

正組合員 2,248人 准組合員 115人 計 2,363人

(3) 役員および職員数

理事 14人 (常勤1人、非常勤13人)

監事 3人

職員 12人 (一般職員9人、パート職員1人、嘱託職員2人)

(4) 出資金：52,060,400円 (260,302口)

第7 団体に対して支出した公金

監査実施日において、市が団体に対して支出した公金は次のとおりである。

(1) 補助金

(円)

補助金名称	補助事業名	年度	補助対象経費	交付決定 補助金額	支出済額	補助率
林業振興事業補助金	森林環境保全整備事業	H28	38,614,856	4,230,433	4,230,433	1haにつき県の定める標準経費の7/100以内
		H29	2,822,432	197,558	64,547	
	単独間伐対策事業	H28	5,102,300	1,654,000	1,654,000	1m3につき県の定める補助単価の20/100以内の額に県の補助金を加えて得た額
		H29	5,561,100	1,803,600	0	
	野生鳥獣被害防除事業	H28	1,566,000	1,369,000	1,369,000	1haにつき県の定める標準経費から県の補助金の額を差し引いた額の1/2に県の補助金の額を加えて得た額以内
	放置林防止対策境界明確化事業	H28	1,239,033	1,163,000	1,163,000	100% 県より同額の交付あり

(2) 交付金

(円)

交付金名	年度	経費	交付金額	支出済額	備考
長寿の森奨励事業 交付金	H28	2,318,750	2,318,750	2,318,750	県より同額の 交付あり
森林整備地域活動 支援交付金	H28	2,325,212	2,258,000	2,258,000	国・県より 75%の交付 あり

(3) 団体に対する公金の支出の根拠

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市林業振興事業補助金交付要綱
- ・ 高島市森林整備地域活動支援交付金交付要綱
- ・ 森林整備地域活動支援交付金実施要領（農林水産事務次官依命通知）
- ・ 森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用（林野庁長官通知）
- ・ 滋賀県放置林防止対策境界明確化事業実施要領
- ・ 滋賀県長寿の森奨励事業実施要領
- ・ 滋賀県森林・林業関係補助金交付要綱

第8 監査の実施日

平成29年11月14日（火）

第9 監査によって確認した事実

(1) 年度区分の基準について

昭和55年度造林課予算調整会議資料で、以下の基準が示されていた。

「都道府県知事が交付する造林補助金のうち、事後申請主義をとるものの年度区分は、竣工検査に合格した日の属する年度による。」

また、事業実行時期との関係について、以下の補足説明がされていた。

「現年度に事業完了したものを同年度に竣工検査することを原則とするが、やむを得ない事情がある場合は、事業完了後おおむね1年の範囲内のものまで、竣工検査することができるものとする。」

(2) 市補助金の年度区分の考え方について

高島市林業振興事業補助金の内、森林環境保全事業、単独間伐対策事業、野生鳥獣害防止事業に関しては、県の林業関係補助事業と同一としていることから、年度区分の基準は上記(1)の県が交付する補助金の年度区分を準用している。

(3) 上記(2)により、事業完了日の属する年度の翌年度に申請された補助事業については、以下のとおりであった。

平成28年度林業振興事業（森林環境保全整備事業）

作業の種類	事業量(ha)	補助金額(円)	事業完了日	交付申請日	交付決定日
枝打ち	10.9	167,211	H28.1.29	H28.5.23	H28.5.31
除伐	2.17	28,025	H27.12.15	H28.5.23	H28.5.31
保育間伐	3.46	96,913	H28.3.31	H28.5.23	H28.5.31
テープ巻き	26.27	274,621	H28.3.31	H28.5.24	H28.5.31

第10 監査の結果

監査の結果、補助金等に係る出納その他の事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正な事務処理に留意されたい。

○所管部局関係

(1) 補助金交付要綱の見直しについて

補助金交付要綱の補助率等に関して、「県の定める標準経費」また「県の定める補助単価」などと定められているが、県の定める補助対象経費の算出基準が明確になっていない部分があることから、補助金交付要綱に補助要件や対象経費の算出基準を明記するよう見直されたい。

(2) 補助金交付事務について

補助金交付関係書類の補助金名が誤って記載されているものが散見され、森林組合からの提出書類の確認が十分とは言えない状況であったことから、適正な補助金交付事務を行えるよう、事務体制を見直しするとともに、補助金申請者に対する指導を徹底されたい。

○団体関係

(1) 年度区分の基準について

高島市林業振興事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）では、事後申請を認めており、また、林野庁が示す年度区分の基準では、やむを得ない事情のため翌年度に竣工検査をした場合には、翌年度の支出とするとされているが、申請書等にやむを得ない事情が明記されていなかったため、明記されるよう改められたい。

(2) 補助金の会計処理について

市から森林組合へ交付された補助金について、森林施業の委託契約をしている森林所有者に対する補助金と認識し、収入科目を「預り金」として会計処理されていた。

補助金交付要綱では、森林組合が補助事業者となっていることから、森林組合の収入として明確にわかる会計処理をされたい。